1.2.2　船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する当該船舶に設置される船舶用ディーゼル機関であって、主管庁が定める代替的な窒素酸化物の規制措置の適用を受けるもの

1.3　1.1の規定にかかわらず、主管庁は、二千五年五月十九日前に建造された船舶に設置された船舶用ディーゼル機関又は同日前に主要な改造が行われた船舶用ディーゼル機関（当該機関が設置された船舶が当該船舶の旗国の港又は沖合の係留施設への航海にのみ従事する場合に限る。）について、この第十三規則の規定の適用を除外することができる。

2.1　この第十三規則の規定の適用上、「主要な改造」とは、船舶用ディーゼル機関の二千年一月一日以後の変更であって、次に掲げる場合において2.3、2.4又は2.5.1.1に定める基準を満たすことが認証されていないものをいう。

2.1.1　船舶用ディーゼル機関が別の船舶用ディーゼル機関に交換される場合又は追加的な船舶用ディーゼル機関が設置される場合

2.1.2　二千八年に改正された窒素酸化物に関する技術規則に規定する実質的な変更が機関に対して行われる場合

2.1.3　機関の連続最大出力が、機関が認証された当初の連続最大出力と比較して十パーセントを超えて増加する場合

2.2　船舶用ディーゼル機関の同一でない船舶用ディーゼル機関への交換又は追加的な船舶用ディーゼル機関の設置を含む主要な改造については、当該機関の交換又は追加の時に効力を有しているこの第十三規則の基準を適用する。二千十六年一月一日以後は、機関の交換の場合に限り、交換される機関が5.1.1に定める基準（三次規制）を満たすことができないときは、当該機関は4に定める基準（二次規制）を満たさなければならない。交換される機関が5.1.1の基準を満たすことができない場合の基準を定めるため、国際海事機関が指針を作成するものとする。

2.3　2.1.2又は1.3に規定する船舶用ディーゼル機関は、次の基準に適合しなければならない。

2.3.1　二千年一月一日前に建造された船舶については、3に定める基準を適用する。

2.3.2　二千年一月一日以後に建造された船舶については、船舶が建造された時に効力を有している基準を適用する。

3　一次規制

3.1　第三規則の規定が適用される場合を除くほか、二千年一月一日以後から二千十一年一月一日までに建造された船舶に設置された船舶用ディーゼル機関の運転は、禁止する。ただし、機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合は、この限りでない。この場合において、nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

3.1.1　一キロワット時当たり十七・〇グラム　nが百三十回転数未満の場合

3.2　一キロワット時当たり$45.0\times n^{(-0.2)}$グラム　nが百三十回転数以上二千回転数未満の場合

3.3　一キロワット時当たり九・八グラム　nが二千回転数以上の場合

4　二次規制

4.1　第三規則の規定が適用される場合を除くほか、二千十一年一月一日以後に建造された船舶に設置された船舶用ディーゼル機関の運転は、禁止する。ただし、機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合は、この限りでない。この場合において、nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

4.1.1　一キロワット時当たり十四・四グラム　nが百三十回転数未満の場合

4.2　一キロワット時当たり$44.0\times n^{(-0.23)}$グラム　nが百三十回転数以上二千回転数未満の場合

4.3　一キロワット時当たり七・七グラム　nが二千回転数以上の場合

5　三次規制

5.1　第三規則の規定が適用される場合を除くほか、二千十六年一月一日以後に建造された船舶に設置された船舶用ディーゼル機関の運転は、

5.1.1　機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合を除くほか、禁止する。この場合において、nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

5.1.1.1　一キロワット時当たり三・四グラム　nが百三十回転数未満の場合

5.1.1.2　一キロワット時当たり$9.0\times n^{(-0.2)}$グラム　nが百三十回転数以上二千回転数未満の場合

5.1.1.3　一キロワット時当たり二・〇グラム　nが二千回転数以上の場合

5.1.2　船舶が6の規定に従って指定する排出規制海域を航行している場合には、5.1.1に定める基準に従うものとする。

5.1.3　船舶が6の規定に従って指定する排出規制海域の外を航行している場合には、4に定める基準に従うものとする。

5.2　10に定める見直しの場合を除くほか、5.1.1に定める基準は、次に掲げる船舶用ディーゼル機関については適用しない。

5.2.1　附属書Ⅰ第一規則19に定める長さ（L）が二十四メートル未満の船舶であって、娯楽的目的のために特別に設計された、かつ、その目的のためにのみ使用されるものに設置された船舶用ディーゼル機関